

世羅町立大見小学校 不祥事防止委員会 設置要項

(設置)

第1条 校務運営規定 第6条に基づき、「不祥事防止委員会」を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、教職員の規範意識の高揚，学校組織として不祥事の根絶に向けた風土・文化の確立を通して，不祥事の根絶に取り組むことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 不祥事防止委員会の委員は校長が指名し，次の者をもって構成する。

- ・校長 ・教頭 体罰セクハラ相談窓口（兼任）
- ・教務主任 ・保健主事

2 女性教職員が，1名以上所属するものとする。

(業務内容)

第4条 委員会は，不祥事防止に係る次の業務を遂行する。

- (1) 不祥事防止に係る校内研修計画作成・実施
- (2) 注意喚起及び意識啓発の取組
- (3) 児童の状況把握の実施
- (4) 「体罰・セクシュアルハラスメント相談窓口」との連携
- (5) 教職員相互による不祥事防止チェック
- (6) 教職員相互の円滑なコミュニケーションづくりのための活動
- (7) P T A ・学校関係者評価委員・学校評議員等への報告や意見交換
- (8) その他，目的を達成するための取組

(その他)

第5条 この規定に定めるもののほか，委員会の運営等に必要な事項は，校長が定める。

附 則 この規定は，平成22年4月1日より施行する。